平成15年(ネ)第3257号不正競争防止法に基づく差止等請求控訴事件(原審・千葉地方裁判所本更津支部平成14年(ワ)第111号)

口頭弁論終結日 平成15年10月27日

判 決

控訴人 A 被控訴人 トータルエネルギー株式会社 同訴訟代理人弁護士 清 水 保 彦 同 土 橋 博 孝

主文文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

- (2) 上記取消しに係る部分の被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 2 被控訴人 主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の販売等を目的とする被控訴人会社が、元従業員である控訴人に対し、控訴人は、被控訴人とLPガスと、給契約を締結している顧客等に対し、「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、信用できない会社である。」旨の虚偽の事実を告知流布し、それにより被控訴人の開きを他社とのLPガス供給契約に切り替えさせ、211万5000円の利益を得事を他社とのLPガス供給契約に切り替えさせ、211万5000円の利益を得事を他社との差別の差別の差別を求めるとともに、損害金211万5000円及びこれに対しる不正競争行為後である平成14年8月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人が「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、必ず料金20円ではまる。」となり、対す金80円ではまる。

原判決は、控訴人が「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、必ず料金を値上げする。」旨をLPガス需要者に対し宣伝陳述することの差止め、損害金31万円及びこれに対する遅延損害金の支払の限度で、本訴請求を認容し、その余の請求を棄却したのに対し、控訴人はその敗訴部分の取消しを求めて本件控訴を提起した。

2 争点の前提となる事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二 争点の前提となる事実」記載のとおりであるから、これを引用する。

3 被控訴人の請求原因

(1) 控訴人は、被控訴人会社を退職後、同社と営業上の競争関係にある堀川産業株式会社(以下「堀川産業」という。)及び株式会社昭和瓦斯実業(以下「昭和瓦斯」という。)との間で、LPガス需要者との間の供給契約を1件獲得するごとに一定額の報酬を得るという代理店類似の契約を締結した。

(2) その後、控訴人は、被控訴人とLPガス供給契約を締結している顧客を訪問し、「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、必ず料金を値上げする。」、「被控訴人会社は、不祥事を起こしており、信用できない会社である。」旨の虚偽の事実を述べて、LPガス供給契約の相手方を被控訴人から上記競業会社に変更するように勧誘した。

(3) 控訴人は、上記虚偽事実の告知流布により、47名の被控訴人の顧客を上記競業会社との契約に切り替えさせ、同社らから1件当たり4万5000円の報酬を得たから、その合計額は211万5000円になり、これが被控訴人の損害額と推定される。

4 請求原因に対する控訴人の認否

(1) 請求原因(1)の事実は否認する。控訴人は、堀川産業や昭和瓦斯との間で被控訴人主張のような契約を締結したことはなく、また、同社らからお礼をもらったことはあるが、報酬をもらったことはない。

(2) 同(2)の事実のうち、控訴人が、被控訴人とLPガス供給契約を締結している顧客を訪問し、「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、必ず料金を値上げする。」、「被控訴人会社は、不祥事を起こしており、信用できない会社であ

る。」旨を述べたことは認めるが、その余の事実は否認する。上記内容は、いずれも虚偽ではなく真実である。また、特定のガス会社との契約を勧誘したことはなく、「きちんとした他の会社から供給を受けた方がいい。」旨述べたにすぎない。 当時の不況下において、企業はいつ経済的危機に陥るかも知れないから、 契約成立後数か月しても料金を値上げしないと断言することはできない。

(3) 同(3)の事実は否認する。

被控訴人の主張する上記顧客は、不正競争防止法に抵触する営業活動により獲得した顧客ではないから、上記金額が被控訴人の損害額ということはできない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する本訴請求は、原判決が認容した限度で理由があると判断する。その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第三 争点に対する判断」記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決3頁2行目の「あった」を「成立した」と、同6行目の「契約のとれた」を「契約が成立した」と、同4頁8行目の「平成13年」を「平成12年」と、同11行目の「弁論の全趣旨」を「原審における被控訴人会社代表者本人」となれてれなり、同20万目の「をする」を関係する。)。

1 控訴人は、「当時の不況下において、企業はいつ経済的危機に陥るかも知れないから、契約成立後数か月しても料金を値上げしないと断言することはできず、したがって、控訴人が述べた「被控訴人会社は、契約して数か月経つと、必言張る。しかしながら、被控訴人会社が契約成立後数か月以内に料金を必ず値上げする。」という事実は、真実であって、虚偽の事実ではない。」旨にずるといえるような状況にあることを認めるに足りる的確な証拠はない。また、「料金を値上げしないと断言することはできない。」ことと「必ず料金を値上げする。」を値上げしないと断言することができないとしても、を値上は異なる事実であるから、仮に、控訴人が主張することができないとしても、それ、成立から数か月後に、必ず料金を値上げする。」旨の事実が虚めてはないということはできない。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

2 また、控訴人は、「特定のガス会社との契約を勧誘したことはなく、「きちんとした他の会社から供給を受けた方がいい。」旨述べたにすぎない。」、「被控訴人が問題とする顧客は、不正競争防止法に抵触する営業活動により獲得した顧客ではないから、上記金額が被控訴人の損害額ということはできない。」旨主張する。しかしながら、証拠(甲9、11、12の1・2、13の1ないし18、14の1・2、15の1ないし9、16、被控訴人会社代表者本人(原審))によれの1・2、15の1ないし9、16、被控訴人会社代表者本人(原審))によれの1・2、15の1ないし9、16、被控訴人会社代表者本人(原審))によれの1・2、15の1ないし9、16、被控訴人会社代表者本人(原審))によれずに対している。)によれておいた方が顧客に対し、被控訴人との間の契約を昭和瓦斯へLPガス供給表した。」と供述している。)。したがって、控訴人の上記主張はいずれも理由がない。

3 以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本訴請求は、原判決が認容した限度で理由があり、これと同旨の原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

 裁判長裁判官
 北
 山
 元
 章

 裁判官
 清
 水
 節

 裁判官
 沖
 中
 康
 人